

監査公表 第 2 号

地方自治法第199条の規定に基づき監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成24年6月7日

筑後市監査委員 山 口 哲 司

筑後市監査委員 中 富 正 徳

監査の結果に関する報告について

1. 監査の種類 定期監査

2. 監査の対象及び実施期日

(1) かんきょう課

実施期日 平成24年1月11日～12日

(2) 健康づくり課

実施期日 平成24年1月19日～20日

(3) 上下水道課 (下水道事業)

実施期日 平成24年1月24日

(4) 介護保険課

実施期日 平成24年1月30日

(5) 地域包括支援センター

実施期日 平成24年1月30日

(6) 総務広報課

実施期日 平成24年2月8日～9日

(7) 企画財政課

実施期日 平成24年2月15日

(8) 市長公室

実施期日 平成24年2月22日

3. 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成22年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理

状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

4. 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、事務処理等の適切な執行に努められたい。

(1) かんきょう課

ア. 歳入について

(イ) 国県支出金(補助金・負担金・委託金等)の調定の時期は交付決定日であるが、異なった日に調定を行っている。

a. 浄化槽設置補助金は交付決定日が平成23年1月14日(受付日3月31日)に対し、調定は受付日の3月31日に行っている。また、会計契約課合議が5月9日と遅れている。さらに、交付決定額が11,550,000円に対し調定額は10,913,000円の実績報告額としている。

b. 浄化槽設置補助金の促進特別モデル事業は交付決定日が平成23年1月14日(受付日3月31日)に対し、調定は受付日の3月31日に行っている。また、会計契約課合議が5月9日と遅れている。

c. 県委託金(公害対策費委託金)の環境部関係権限委譲事務交付金(騒音関係)は交付決定日が平成23年1月13日(受付日1月18日)に対し調定は1月19日に行っている。

(ロ) 使用料及び手数料において

a. 清掃手数料の一般廃棄物処理手数料(ごみ袋及び粗大ごみシール)について、下記の調定事務を行っている。

(a) 窓口販売した平成22年4月1日～4月30日間のごみ袋の調定を5月6日に行っている。なお、同様の事例(販売後数日して調定)が他に多数あった。また、粗大ごみシールの窓口販売の調定も同様であった。

(b) 4月27日～28日に販売店に配布したごみ袋及び粗大ごみシールの調定を5月6日に行っている。なお、同様の事例(配布後数日して調定)が他にあった。

(c) 上記(a)及び(b)のように事後調定を行っているため、収入額が調定額を上回っている月があった。

b. し尿処理場敷地占用料について、九州電力(株)に電柱4本の占用許可を行っており調定を平成22年4月1日に行っているが、会計契約課合議が11月4日と遅れている。また、納付書発行伺を起票せず納付書を発行し平成2

3年3月1日に収納している。

c. 狂犬病予防注射等手数料の窓口取扱分について、下記の調定事務処理を行っている。

(a) 平成22年4月12日～4月22日間の収納分(50,050円)を調定は4月23日に行っている。

(b) 平成22年4月23日～5月7日間の収納分(62,450円)を調定は5月10日に行っている。

(c) 平成22年10月26日、11月25日の収納分(10,400円)を調定は11月29日に行っている。

イ. 歳出について

(ア) 公害対策事務において

a. 市内河川等水質検査業務委託契約について(契約日平成22年4月27日、工期4月28日～平成23年3月31日)

(a) 変更業務委託伺を平成23年3月25日起案(決裁3月29日)し、変更内容に大気汚染簡易測定業務の二酸化炭素の単価を減額している。単価の減額の理由がなく不明である。

(b) 請求書の提出年月日を鉛筆で平成23年3月31日と記入している。

(c) 変更支出負担行為の整理を変更契約日の3月29日に行っているが、会計契約課合議が4月22日と遅れている。従って、支出命令の整理を3月31日に行っているが会計契約課合議が4月25日となり支払が5月6日と遅れている。

b. 事業所排水水質検査業務委託契約について(契約日平成22年6月3日、工期6月3日～8月16日、契約額168,000円)

(a) 水質検査時に市民からの苦情があり再検査するため市内河川等水質検査業務外の水質検査を行うため平成22年6月2日起案(決裁日同日)し、業者に6月2日に見積書提出依頼を行っているが、見積書の内容は6月4日89,250円(河川水質検査)、6月4日105,000円(工場排水水質検査)となっている。

(b) 契約を締結していれば、支出負担行為を行うべきであるが行っていない。なお、請求書に基づき支出負担行為決定書兼支出命令書(以下兼支出命令書という)の整理を平成23年3月17日(会計契約課合議3月30日)に行い4月6日に支出している。

(イ) 新エネルギー生活支援事業において、太陽光発電設備整備補助金を交付要綱に基づき申請者に対し交付しているが

a. Aの実績報告書が平成22年8月26日提出され額の確定通知を9月17日に行っている。なお、支出命令の整理を平成23年1月26日に行い2

月 7 日に交付している。

- b. B の補助金の額の確定伺を平成 23 年 3 月 18 日に起案し、決裁日(施行日)は 3 月 29 日であるが、支出命令の整理を 3 月 28 日に行っている。

(ウ) 浄化槽台帳整理事業において

- a. 臨時職員面接結果及び採用伺の決裁日が平成 22 年 10 月 26 日となっているのに対し、臨時職員任用伺の起案日が 10 月 25 日となっている。
- b. 住宅地図情報ソフトを購入しているが、見積徴収伺(平成 23 年 3 月 15 日)により見積書を徴収(210,000 円)し、契約及び支出負担行為を行わず請求書に基づき兼支出命令書で支出している。

(エ) 衛生センター管理運営事務において

- a. 第 2 水源池ケーブル修繕伺を起案用紙により(平成 23 年 3 月 29 日)起案しているが、兼支出命令の整理を平成 23 年 3 月 31 日に行い会計契約課合議が 5 月 10 日、支払が 5 月 18 日と遅れている。なお、同様に会計契約課合議が遅れ、支出が遅れている事例が他に数件あった。
- b. 排ガス・焼却灰・ばいじん測定検査業務委託費について、契約日が平成 22 年 4 月 9 日に対し、支出負担行為の整理を 4 月 1 日(決裁日 4 月 9 日、会計契約課合議 4 月 22 日)としている。

(オ) 可燃ごみ収集事業において

- a. 消耗品(防風網(黒))の購入で兼支出命令の整理を平成 22 年 5 月 17 日に作成し請求日の 4 月 18 日に遡及し、5 月 26 日に支出している。なお、同様の事例が他に多数あった。
- b. 消耗品の購入でボランティア袋は 171,990 円であり契約締結し支出負担行為を行うべきであるが、平成 23 年 3 月 30 日の請求に基づき兼支出命令の整理を同日付で行っている。なお、会計契約課合議が 5 月 11 日と遅れ 5 月 18 日に支出している。
- c. 修繕費において、資源ごみ収集車久留米 11 セー 5059 の修繕を可燃ごみ収集事業で支出している。
- d. 資源ごみ回収車久留米 830 すー 33 の自動車損害保険料は資源ごみ回収事業で支出すべきを可燃ごみ収集事業で支出している。
- e. 粗大ごみ収集運搬業務委託契約について、契約条件は毎月の支払いを翌月末迄に支払うとあるが 6 月分について 8 月 4 日に支出している。なお、C に委託している他の業務についても同様である。
- f. 燃やすごみ収集運搬業務委託契約について(債務負担行為設定)
 - (a) 燃やすごみの収集業務委託の業者選定伺を起案用紙によって行っているが(起案日平成 21 年 11 月 26 日)、入札を行うのであれば業者選定伺とは別に業務委託伺を起案すべきである。

- (b) 契約締結日は平成21年1月25日、委託期間は平成22年4月1日～平成27年3月31日、委託契約金額138,600,000円となっているが、債務負担行為分の支出負担行為は行っていない。
- (h) 資源ごみ回収事業において
- a. 消耗品の購入で筑後市指定プラスチック回収袋の支出負担行為の整理を平成22年9月24日に行い会計契約課合議が11月19日と遅れている。従って、兼支出命令の整理を11月22日に作成し請求日の10月25日に遡及し12月1日に支出している。なお、同様の事例が他に多数あった。
 - b. 資源ごみ収集運搬業務委託契約について、契約支払条件は毎月の支払を翌月末迄に支払うとあるが、6月分について8月4日に支出している。
 - c. 廃プラスチック収集運搬業務委託契約について、契約書は1日1台単価契約としているが、支出負担行為の整理を契約日の平成22年11月30日に行っている。
 - d. 全自動生ごみ処理機賃貸借契約（長期継続契約）について、使用料及び賃借料で支出するものであるが、支出負担行為の整理を平成22年4月1日電動生ごみ処理機保守委託料として作成し、毎月委託料で支出していた。また4月～2月分を本来の使用料及び賃借料に支出更正を行っているが、3月分について支出更正を忘れて委託料で支出している。
 - e. 資源ごみ回収用保管庫設置補助金について、D行政区に対する補助金交付は、交付決定日が平成22年4月22日に対し、支出負担行為の整理を5月25日に作成し交付決定日の4月22日に遡及している。従って、実績報告書が4月30日に提出されており額の確定を5月17日に行っているが、支出命令の整理を5月27日に行い6月9日に支出している。なお、同様の事務処理を行っている事例があった。
- (i) 生ごみ処理容器設置事業について筑後市環境衛生協議会に対して補助金を交付しているが
- a. 交付申請に対する交付伺を平成22年8月2日に決裁し8月18日協議会に対し交付決定通知を施行している。従って支出負担行為の整理も通知日の8月18日に行っている。
 - b. 変更交付申請(減額)が平成23年3月31日に提出され交付伺を3月31日起案しているが、決裁日・施行日が未記入である。また、精算を3月31日に起案しているが、会計契約課合議が5月16日と遅れており戻入手続きが5月16日となっている。

(2) 健康づくり課

ア. 歳入について

(ア) 県補助金における子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例補助金について、交付決定日が平成23年3月30日(受付4月8日)に対し、調定は額の確定通知日4月28日(受付日5月23日)後の5月24日に作成し3月31日に遡及している。

(イ) 分担金及び負担金において、老人福祉施設入所負担金の前年度繰越分(平成21年度分)の調定を平成22年6月2日に行っている。

(ウ) 諸収入(雑入)において

a. 陶芸窯使用料について

(a) 老人クラブ連合会の使用負担金を1年分まとめて平成23年4月20日収納し、調定は収納日の4月20日に作成し3月31日に遡及している。また、調定書の摘要欄は調定額の説明が未記入である。

(b) 職員互助会の使用負担金について、平成23年4月25日に収納し、調定は収納日の4月25日に作成し3月31日に遡及している。また、調定書の摘要欄は調定額の説明が未記入である。

(c) 老人クラブ陶芸教室OBの使用負担金について、平成23年2月・3月分をまとめて4月11日に収納し、調定は収納日の4月11日に作成し3月31日に遡及している。

b. 介護保険特別会計の介護予防特定高齢者施策事業参加者負担金について

(a) 運動機能向上教室の受講者の受講料は実施日毎に徴収しているが、収納は1ヶ月分をまとめており調定も収納と同時調定を行っている。

(b) 口腔機能向上教室の受講者の受講料についても上記(a)と同様である。

イ. 歳出について

(ア) 乳幼児健康診査事業について

a. 乳幼児の健康診査のため看護師を時間給で雇用しているが、雇用伺を行っていない。

b. 看護師の賃金支給について、1ヶ月分をまとめて支給しているが翌月の15日を過ぎて支給している事例が8件ある。

c. 医師等に対する報償費(謝金)の支出は本来その都度支払うべきであるが、月4回あるため1ヶ月分をまとめて支給しているのはやむを得ないとして、翌月の15日を過ぎて支出している事例が8件ある。なお、同様に支出が遅れている事例が他に数件あった。

(イ) 在宅当番医制運営事業において、八女筑後医師会と平成22年4月1日委託契約を締結しているが、支出負担行為の整理を10月19日に作成し契約日の4月1日に遡及している。

(ウ) 予防接種事業において

a. 予防接種のため看護師を時間給で雇用しているが、雇用伺を行っていない

- い。
- b. 予防接種委託契約に基づき各医師から委託料の請求があり支出しているが、4月分(管外)のE小児科医院外1名の支出について、兼支出命令書を平成22年5月27日に作成し5月1日に遡及し6月9日に支出している。なお、同様の事例が他に多数あった。
- (エ) 結核検診事業について
- a. 結核検診を含めた集団検診の委託契約（平成20年12月9日(期間平成21年4月1日～平成23年3月31日)）で、契約内容が変更になるとして平成22年4月1日業務委託伺を起案し、同日付で起案用紙による業務委託請負契約伺を起案しているが
- (a) 変更内容の一部に受診料の徴収を市から契約相手方に変更されているが、筑後市健康増進事業費用徴収規則第3条では市長が徴収するとある。
- (b) 平成22年4月1日の契約は新規の業務委託契約書となっており変更契約となっていない。従って、平成20年12月9日締結の契約書は継続した契約で破棄された契約書がない。
- b. 平成22年6月7日～7月15日の集団検診料について、兼支出命令書を10月25日に作成し8月20日に遡及し11月4日に支出している。
- (オ) 子宮頸がんワクチン等接種緊急促進特例交付金事業において、八女筑後医師会と平成23年2月1日契約を締結しているが
- a. 2月分のF内科小児科医院の支払について、兼支出命令書を3月23日に作成し3月1日に遡及し4月6日に支出している。
- b. 3月分の支出について3件分の兼支出命令書を4月15日・4月21日・4月27日に作成し3月31日に遡及し5月6日・5月11日に支出している。
- (カ) がん検診事業において、委託契約を八女筑後医師会と平成22年4月1日締結し加盟の医療機関から月毎の請求があっているが支払事務が遅れている。なお、同様の事例が他の健診事業でもあった。
- (キ) 敬老祝金支給事務において、敬老祝金を高齢者(88歳・100歳・101歳～)に配布するため平成22年9月10日資金前渡しているが、1名が所在不明のためその確認に時間を要したとして精算が12月24日と遅れている。
- (ク) 外出支援サービス事業事務において、筑後市社会福祉協議会と重度移動困難者外出支援サービス事業委託契約を締結しているが
- a. 11月分の委託料支払で兼支出命令の整理を平成22年12月28日に作成し11月30日に遡及し平成23年1月12日に支出している。
- b. 1月分の委託料に協議会職員のケア運送運転者認定講習会経費(2人分)が含まれているが、契約書には費用負担の条項の記載はない。

- (ケ) 生きがい活動支援サービスにおいて、介護予防生きがい活動支援サービス事業の委託契約を筑後市社会福祉協議会と締結しているが、契約書第4条第2項で社協の請求により委託料を4回に分けて指定した月に支払うとあるが、遅れて支出している事例がある。
- (ク) 特定高齢者支援事業において一般非常勤職員を雇用しているが、辞令発令伺のみ起案し雇用伺は起案していない。
- (ク) 特定高齢者把握事業において
 - a. 地域包括支援センターの自動車の下記の経費を支出している。
 - (a) 需用費(燃料費及び修繕費)
 - (b) 自動車車検手数料・自動車賠償責任保険料及び任意保険料
 - (c) 重量税
 - b. 特定高齢者把握のための介護予防健診として生活機能評価を八女筑後医師会に委託するため業務委託伺を起案しているが、業務委託伺の予定価格欄は空白である。
- (シ) 地域サービスにおいて、陶芸教室の釉薬代を筑後市老人クラブ連合会から購入しているが、購入伺の起案がなく兼支出命令の整理を平成23年4月20日に作成し3月31日に遡及し5月6日に支払っている。
- (ス) 給食サービスにおいて高齢者給食サービス業務委託契約をGと締結しているが、実施規則第4条第2項では給食サービスの回数は1日1回夕食のみとすると規定しており、業務委託契約伺及び委託契約書では1食750円と記載しているのみである。(年間給食サービス業務委託契約でも同じ)
- (セ) 生活支援ショートステイ事業において、12月分の老人ホーム紅葉園及び社会福祉法人桜園に対する支払いで、兼支出命令の整理を平成23年2月1日に作成し1月4日に遡及し、2月16日に支出している。

(3) 上下水道課（下水道事業）

ア. 歳入について

- (ア) 分担金及び負担金の受益者分担金について
 - a. H氏に対する分担金決定通知の決定伺の決裁日が平成22年6月23日（交付決定通知日は起案日の6月22日）に対し、調定は7月6日に行っている。
 - b. (株)Iに対する分担金決定通知の決定伺の決裁日が平成22年9月29日に対し調定は10月28日に行っている。
- (イ) 使用料及び手数料において
 - a. 公共下水道使用料の現年度分について
 - (a) 毎月の検針結果に基づき下水道使用料を決定し調定を行うべきである

が、下水道使用料決定の起案書が省略されている。

(b) 調定の起案日より納付書通知書発行の起案日(発行日)が先になっている月が7月ある。

(c) 平成22年5月11日の検針について、調定は6月11日に行っている。
また、平成23年3月31日の調定は6月7日に作成し3月31日に遡及している。

(d) 前年度で調定・収納すべき8件24,520円について、収納の年度更正を行っていないため平成22年度に調定・収納を計上している。

b. 督促手数料について

(a) 督促手数料の調定は、収納時に事後調定を行うのが原則であるが、2ヶ月分をまとめて行っている。

(b) 平成22年12月3日の調定について、前日までの収納額と既調定額との差額を調定すべきを700円減じて行っている。

(c) 平成23年3月31日の調定は、3月31日迄の未調定分と4月1日以降5月31日迄の収納分を合わせて行っているため、6月2日に作成し3月31日に遡及している。

c. 排水設備手数料について

(a) 排水設備技術者登録手数料で平成23年2月1日申請(更新)に基づき調定した1,000円について、未納となったため減額調定を6月2日に作成し3月31日に遡及している。

(b) 排水設備工事店指定手数料で平成23年2月1日申請(更新)に基づき調定した2,000円について、未納となったため減額調定を6月2日に作成し3月31日に遡及している。

イ. 歳出について

(ア) 下水道使用料賦課・徴収事務において

a. 上下水道使用料納付書の印刷製本費は、物品売買契約書(請書)を平成22年4月21日締結し、9月1日及び平成23年1月5日に支払っているが、10万円未満であるため支出負担行為を行っておらず兼支出命令書で支出している。

b. 上下水道料金システム保守委託契約は、上下水道事業の共同利用のため上下水道事業で契約を行い費用を上下水道それぞれ折半し支出するもので、支出負担行為の整理を平成22年9月14日(会計契約課合議9月21日)に作成し契約日の4月1日に遡及している。

(イ) 下水道事業受益者負担金賦課・徴収事務において、下水道受益者負担金納付書(単票)の印刷製本費は、下水道課を含めた全庁一括の物品売買契約書を平成22年10月22日締結しているものであるが

- a. 支出負担行為の整理を平成23年4月27日に作成し契約日の10月22日に遡及している。
 - b. 支出命令の整理を4月28日(会計契約課合議5月9日)に作成し請求日の3月31日に遡及し5月18日に支出している。
- (ウ) 公共下水道事業において
- a. 作業服2着の購入について、兼支出命令の整理を平成23年3月31日に作成しているが、会計契約課合議が4月27日と遅れているため5月11日に支出している。なお、同様の事例が他に2件あった。
 - b. 積算システム保守委託契約について(1セット目)、契約相手方からの見積書提出日・納品書の日付が未記入である。
 - c. 積算システム保守委託契約について(2セット目)の事務処理は上記 b. と同様である。
 - d. 国道209号下水道マンホール蓋調整工事について
 - (a) 起工伺を平成22年5月11日に起案し、予定価格及び指名表の設定を5月14日に行い、指名業者に5月14日入札の通知を行っているが不調となったとして5月27日指名業者を入替えている。
 - (b) 起工伺の決裁日を5月27日としているが、本来5月14日を決裁日とし不調になっているので指名表の入替の起案を行うべきである。
 - (c) 契約締結日は6月10日(工期6月11日～7月30日)で、支出負担行為の整理を8月26日(会計契約課合議10月28日)に作成し契約日の6月10日に遡及している。
- (エ) 下水道維持管理業務において
- a. 下水道台帳システム保守業務委託契約について、見積書提出の日付が未記入である。
 - b. 下水道台帳システム賃貸借契約について、見積書提出の日付が未記入である。
- (オ) 水洗化等排水設備工事費補助金交付事業において、各請求者に対し市交付要綱に基づき補助金を交付しているが
- a. 補助金交付申請に基づき補助金交付伺を起案し、交付決定通知を送付しているが支出負担行為の整理を行わず、補助対象者から提出された実績報告書に基づき補助金の額の確定を行い、額の確定に基づき支出負担行為の整理を行っている。
 - b. 補助対象者から提出された実績報告書で平成23年3月17日以降に提出された案件について
 - (a) 額の確定伺を4月8日起案(決裁4月11日、決定通知4月12日)した案件は、支出負担行為の整理を4月12日に作成し3月31日に遡及して

いる。

- (b) 額の確定伺を5月10日起案(決裁5月12日、決定通知5月13日)した案件は、支出負担行為の整理を5月13日(会計契約課合議5月16日)に作成し3月31日に遡及している。
- c. 平成23年3月8日、16日、17日に提出された補助金交付申請について、補助金交付伺を4月8日(決裁4月11日)に起案し補助金交付申請者に対し、4月12日付で交付決定通知を行っている。
- d. 平成22年3月31日に提出された補助金交付申請について、補助金交付伺を5月31日に起案(決裁日6月1日)し、補助金交付申請者に対し6月1日に交付決定通知を行っている。しかし、年度内に工事施行が完了しなかったとして3月29日交付申請を取下げ(口頭)しているが、補助金交付伺の変更を行っていない。

(4) 介護保険課

ア. 歳入について

- (ア) 国及び県支出金(負担金・補助金・交付金等)の調定で地域介護・福祉空間整備等交付金について、交付決定が平成23年1月12日に対し調定も同日に行っているが、実績報告書を3月30日提出しその額を基に変更調定(減額)を同日付で行っている。(なお、額の確定通知は6月6日にあっている。)
- (イ) 使用料及び手数料において、督促手数料の調定を平成23年3月2日～5月31日分の収納を5月31日に作成し3月31日に遡及している。
- (ウ) 諸収入(雑入)で保健福祉事業参加者負担金の調定及び収納において
 - a. 介護予防拠点(JA古川支所跡)分の平成23年3月分について、調定は4月15日に作成し3月31日に遡及している。なお、収納は4月14日と遅れている。
 - b. 健康トレーニング事業(フィットネスクラブ)分の平成22年4月分について、調定は5月17日に対し収納は5月27日と遅れている。なお、5月以降についても収納が調定に対し3日～12日遅れている。

イ. 歳出について

- (ア) 介護保険料賦課徴収事務において
 - a. 介護保険料納付書用封筒及び特徴決定通知書用封筒の印刷製本は全庁一括契約の物品売買契約書を平成22年3月3日締結しているもので、支出負担行為を行わず兼支出命令書により支出している。
 - b. 介護保険再発行用納付書の印刷製本費で支出命令の整理を平成23年3月31日に作成しているが、会計契約課合議が5月6日と遅れ支出が5月18日となっている。

- (イ) 介護認定審査会運営事務において、電子審査用HUB他の兼支出命令の整理を平成23年3月31日に作成しているが、会計契約課合議が4月20日と遅れ支出が5月11日となっている。
- (ウ) 介護保険要介護認定等事務において
- a. 非常勤一般職員(介護認定調査員)を任用しているが、任用伺を起案していない。
 - b. セロテープ等の物品購入について、兼支出命令の整理を平成23年3月30日に行っているが、会計契約課合議が4月26日と遅れ支出が5月11日となっている。なお、同様の事例が4件あった。
 - c. 主治医意見書作成料の支出について
 - (a) 7月分の支出について、兼支出命令の整理を平成22年7月9日に行い支出が9月1日と遅れている事例が7件あった。
 - (b) 12月分・3月分の支出についても上記と同様に1ヶ月以上遅れている事例があった。特に1件については兼支出命令の整理を3月31日に行い支出が5月11日と遅れている。
 - d. 駐車場代の資金前渡精算において、平成22年10月13日の資金前渡について精算が平成23年1月28日と遅れている。なお同様の事例が他にもあった。
- (エ) 介護予防拠点における介護予防事務で、介護予防拠点における介護予防事業委託契約について
- a. 起案用紙により委託契約締結伺を平成22年4月1日起案し4月1日契約締結しているが、契約金額については見積書の提出がなく根拠が不明である。
 - b. 契約書では毎月の業務が完了した時は報告書と徴収した事業参加者負担金を報告するとあるが、遅れている事例があった。
- (オ) 健康トレーニング事業(フィットネスクラブ)について
- a. 健康トレーニング事業(フィットネスクラブ)委託契約について、起案用紙により委託契約伺を平成22年4月1日に起案し4月1日に契約締結しているが、契約金額について見積書の提出がなく根拠が不明である。
 - b. 総合福祉センター時間外管理業務委託契約について
 - (a) 起案用紙により委託契約伺を平成22年4月1日に起案し4月1日に契約締結しているが、契約金額(単価契約)については見積書の提出がなく根拠が不明である。
 - (b) 起案書の契約内容で福祉センターでの事業の管理業務は入館料及びフィットネス参加者負担金徴収管理と記載しているが、フィットネスクラブ事業参加者負担金の納入に関する契約を社会福祉協議会と締結しており、

参加者の入館料及び参加者負担金を徴収する業務は社会福祉協議会となっている。また、参加者負担金は社会福祉協議会が市に納付している。

- c. フィットネス用機器保守点検委託契約について、支出命令の整理で平成23年3月31日に作成しているが、会計契約課合議が5月2日と遅れ支出は5月11日となっている。

(5) 地域包括支援センター

ア. 歳出について

(ア) 介護プラン作成事業の介護予防支援業務委託契約について

- a. 起案用紙により業務委託契約伺を平成22年4月1日に起案して4月1日付で23事業所と単価契約を締結しているが、委託金額の設定について資料の添付がなく根拠が不明である。
- b. 平成22年4月分の支払いについて、兼支出命令の整理を5月31日(会計契約課合議6月2日)に作成し請求日の4月30日に遡及し6月9日に支出している。なお、同様の事例が他にあった。

- (イ) 権利擁護事業において、高齢者虐待ネットワーク運営委員会報酬として平成22年7月13日開催の出席者6人に対して1-3節で支出すべきを1-2節で支出している。

(6) 総務広報課

ア. 歳入について

(ア) 県支出金(委託金)において

a. 参議院議員選挙委託金について

- (a) 第1回の交付決定日が平成22年8月3日(受付日8月9日)に対し、調定は受付日の8月9日に行っている。
- (b) 第2回(変更)交付決定日が平成23年3月16日に対し、変更調定は3月31日(会計契約課合議5月17日)に作成し交付日の3月16日に遡及している。

- b. 参議院議員選挙啓発推進委託金について、交付決定日が平成22年7月9日(受付日7月21日)に対し、調定は8月3日に行っている。

- c. 統計調査費委託金について、国勢調査交付金の第3次交付決定日が平成22年11月16日に対し、調定を11月25日に行っている。

- (イ) 諸収入(雑入)の福岡県広報配布委託金について、福岡県と委託契約を締結し県広報紙「福岡県だより」の配布に係る調定を行っているが

- a. 変更契約を平成23年3月23日に締結し、変更調定は同日付で行っているが、変更調定額は当初契約額と変更契約額との差額ではなく変更契約額で

行っているため、調定額総額は契約額を超過した結果となっている。

- b. 従って、当初調定を減額するため第2回変更調定は4月28日に作成し3月31日に遡及している。

イ. 歳出について

(ア) 参議院議員選挙執行事務において

- a. 投票日における投票事務に従事する臨時職員(28人)の任用伺について、3人分の任用伺しか起案していない。
- b. 投票用紙分類機の事前点検及び開票の際の立会に要する費用等について、契約を締結せず兼支出命令書で支出している。
- c. 選挙開票作業にかかるサザンクス筑後の施設利用料について、指定管理者と施設利用に関する契約を締結せず、従って支出負担行為を行わず請求書に基づき兼支出命令書により支出している。

(イ) 県知事・県議選挙執行事務において

- a. 投票用紙自動交付機の調整費等について、契約を締結せず従って支出負担行為を行わず請求書に基づき兼支出命令書により支出している。
- b. 選挙ポスター掲示板設置業務委託契約について、支出命令の整理は平成23年3月31日に行っているが、会計契約課合議が5月13日と遅れており従って5月25日に支出している。
- c. 選挙用ポスター掲示板賃貸借契約についても同様に支出が遅れている。

(ウ) 広報ちくご発行事務において

- a. 「広報ちくご」作成システム賃貸借契約について、契約書の支払条件は3ヶ月分を最初の月に支払うとあるが、4月～6月分を6月9日、7月～9月分を8月4日、1月～3月分を2月9日と遅れて支払っている。
- b. DTPデスクトップパソコン購入について、支出負担行為の整理を平成22年12月20日(会計契約課合議1月12日)に作成し平成22年11月22日に遡及している。従って支出命令の整理も平成23年1月12日(会計契約課合議1月19日)に作成し、12月16日に遡及し1月26日支出している。
- c. 航空写真撮影業務委託契約について、支出負担行為の整理を平成23年3月23日に作成し契約日の平成22年7月12日に遡及している。

(エ) 点字・声の広報ちくご作成業務委託契約について、契約書の支払条件は3ヶ月分を最後の月に支払うとあるが、7月～9月分を10月20日、10月～12月分を平成23年2月23日に支払っている。

(オ) 電算システム維持管理・開発事務において

- a. ネットワーク機器(L2スイッチ等)更新・増設機器設定業務委託契約について、業務委託伺の決裁日は平成22年6月16日に対し予定価格の設定日

は6月15日となっている。

- b. 収納情報伝送テスト業務委託契約について、契約書を平成23年3月10日締結しているが、委託期間が記載されておらず第3条で契約の翌日から第7条検査合格迄と記しているのみである。
- c. カラープリンター用消耗品一式(トナー)の購入について、支出負担行為の整理を契約日の平成23年3月3日に行っているが、会計契約課合議が4月4日と遅れている。従って、請求日が3月3日に対し支出命令の整理を3月31日(会計契約課合議4月5日)に作成し請求日の3月3日に遡及し4月13日に支出している。なお、他の事業で会計契約課合議が遅れ支出が1ヶ月以上遅れている事例があった。
- d. 督促状用圧着ハガキの印刷製本について、物品売買契約書(平成22年10月22日)に基づき同日付で支出負担行為を起票しているが、支出負担行為の整理は平成23年3月31日(会計契約課合議4月27日)に作成し10月22日に遡及している。

(7) 企画財政課

ア. 歳入について

- (ア) 地方消費税交付金の調定について、6月交付は平成22年6月2日の通知に対し、調定は6月10日に行っている。
- (イ) 地方特例交付金の調定について、児童手当及び減収補てんの4月交付分は平成22年4月1日に対し、調定は4月2日に行っている。
- (ウ) 地方交付税の調定について
 - a. 4月概算交付分の通知は平成22年4月1日に対し、調定は4月2日に行っている。
 - b. 6月概算交付分の通知は6月2日に対し、調定は5月27日に行っている。
- (エ) 寄附金(ふるさと筑後市応援寄付金)について、J氏からの寄付申込により平成23年3月5日調定を行い5月13日現在で未収であったため取消し削除を行っていたが、5月31日本人からの入金があったため調定を5月31日に作成し3月5日に遡及している。

(8) 市長公室

ア. 歳入について

- (ア) 諸収入(雑入)において
 - a. 市長資金前渡分交際費預金利息について、預金利息の事務処理は2月に行うべきである調定を平成23年3月31日に行い4月12日に収納している。

- b. 全国都市職員災害共済会事務費について、決定通知日は平成22年6月29日に対し調定を6月28日及び平成23年1月27日に行っている。
- c. 全国市長会任意共済制度事務費について、決定通知日は平成22年7月16日に対し調定を7月23日に行っている。
- d. 市町村職員等研修助成交付金について、決定通知日は平成23年2月18日に対し調定を2月21日に行っている。

イ. 歳出について

- (ア) 自治体政策等調査研究(アンテナ)事務において、行財政情報サービス「i j a m p」(インターネットID使用料)について、1月～3月分の支出命令の整理を平成23年3月31日に行っているが会計契約課合議が5月24日と遅れている。従って支出は5月25日に行っている。
- (イ) 職員採用配置事務における職員採用試験面接官事前研究(平成22年10月8日)の講師謝金について、兼支出命令の整理を平成23年4月27日(会計契約課合議5月2日)に作成し4月8日に遡及し5月11日に支出している。なお、同様の事例が他に数件あった。
- (ウ) 職員研修事務における負担金・補助金及び交付金の支出について
 - a. 中央研修所研修負担金について、兼支出命令の整理を平成22年9月14日に作成し請求日の8月23日に遡及し9月29日に支出している。なお、同様に遅れている事例が他に2件あった。
 - b. 自主研修グループ助成金について、市の交付要綱に基づきグループに助成しているが、助成の相手方が職員研修委員会事務局になっている。
- (エ) 安全衛生管理事務の産業医配置業務委託契約について、業務委託伺の決裁日は平成22年7月30日に対し予定価格の設定を起案日の7月29日としている。
- (オ) 給与等支給事務において
 - a. 人事給与システムハードウェア保守委託契約について、支出負担行為の整理を平成23年1月31日(会計契約課合議2月10日)に作成し契約日の平成22年4月1日(決裁日4月1日)に遡及している。従って、1回目(4月～9月分)の支出は支出命令の整理を2月15日に作成し請求日の9月30日に遡及し3月2日に支出している。
 - b. 人事給与システムソフトウェア使用料について、支出負担行為の整理を平成23年1月31日(会計契約課合議2月10日)に作成し、契約日4月1日(決裁日4月1日)に遡及している。従って1回目(4月～9月分)の支出は支出命令の整理を2月15日に作成し請求日の9月30日に遡及し3月2日に支出している。
- (カ) 職員人件費において、臨時・非常勤職員の健康診断業務委託契約を平成22

年6月21日に締結(単価契約)しているが

- a. 業務委託伺の設計額は総額を記入し、予定価格は資料の添付が不明であった。
 - b. 兼支出命令の整理を平成22年12月8日(会計契約課合議12月13日)に作成し、請求日の10月16日に遡及し12月22日に支出している。なお、同様の事例が他に2件あった。
- (キ) 職員健康管理事務において、福岡県市町村職員共済組合と総合健診業務委託契約を平成22年4月1日締結(単価契約)しているが、兼支出命令の整理を平成22年12月13日(会計契約課合議12月16日)に作成し請求日の11月25日に遡及し12月27日に支出している。なお、同様の事例が各特別会計であった。
- (ク) 旅費の事務処理において、旅費を概算払した場合は金銭会計規則第41条第2項の規定では、その債権確定後直ちに精算しなければならないとあるが、精算が遅れている事例が多数あった。なお職員Kについては、精算が平成23年3月31日(会計契約課合議5月26日~27日)と大幅に遅れており、また全額及び一部返納している事例があった。